

【アメリカ】 政府の効率性等向上に関する大統領令

海外立法情報課・廣瀬 淳子

* オバマ大統領は 2009 年の就任以来、連邦政府の無駄の削減や透明性、公開性の向上など様々な行政改革を推進してきた。政府の効率性等の向上に関する新たな大統領令では、一層の政府の効率性の改善と説明責任を果たすことを求めている。

大統領令の制定

オバマ大統領は、2011 年 6 月 13 日に「効率的かつ有効で説明責任を果たす政府の実現」に関する大統領令 13576(注)を制定した。この大統領令は、政府への国民の信頼性改善のための説明責任を果たす政府イニシアティブや、連邦予算の透明性向上のための「政府説明責任及び透明性委員会」(Government Accountability and Transparency Board)の設置を定めている。

主な内容

大統領令の主要な条項は、次のとおりである。

第 1 条 方針

政権は、小さくて賢明な政府を実現するために、これまで実施してきた行政改革等に加えて、無駄や重複、非効率なプログラムを削減する、一層の改革を進める。2009 年に成立した景気回復法は、前例がないほど透明性を確保しており、景気回復説明責任透明性委員会(Recovery Accountability and Transparency Board: RATB)は、政府全体の支出の改善のため、無駄を発見し不正を防止する新たな技術や手法を開発してきた。

第 2 条 説明責任を果たす政府イニシアティブ

(a) 2010 年 9 月 14 日の大統領書簡で、政権は説明責任を果たす政府イニシアティブの達成目標を提示した。イニシアティブの任務は、政府がより良く、迅速かつ効率的に機能するように、各省庁の取組みを促進し監視することである。

各省庁にこの任務に沿って成果を上げるという責任を果たさせるために、副大統領は、閣僚及び行政管理予算局(OMB)の局長をメンバーとする会議を定期的開催して、所管省庁の取組みの進捗状況について報告を受けるものとする。

(b) 連邦首席業績責任官(CPO)で OMB の副局長及び大統領管理諮問委員会(President's Management Council: PMC)の委員長を兼務するものは、各省庁の業績、運営改善と経費削減の努力を、PMC と共に支援しなければならない。

CPO は、省庁横断的に採用すべき政策の選定や省庁横断的な調整と協力を要する改革の促進のために OMB と PMC を主導する。CPO は、各省庁と協働して、業績改善のために重要だと認められた各分野について、各省庁の幹部が適切な認定基準

を実際に設定し、頻繁かつ確実に改定するようにしなくてはならない。各省庁は、認定基準を政府のウェブページ(performance.gov)上で公開し、四半期ごとにこれを更新しなければならない。

- (c) 2010 年政府業績成果法(GPRA)改正法に従い、各省庁の首席執行責任官(COO)は上級説明責任官に指名され、業績管理改革を主導し、無駄な又は非効率な政策、プログラム及び手続を削減する責任を負う。

OMB が省庁横断的に業績改善のために重要だとする分野や、省庁の長が優先課題とする分野について、COO は、省庁の目標達成の進捗についてデータに基づいた見直しを頻繁に実施する責任を負う。

このような目標には、情報技術改革、不適切な支払の削減、連邦政府の調達規模の拡大、リスクの高い契約慣行の削減、連邦不動産の管理の改善、窓口サービスの向上及び 2010 年 GPRA 改正法に基づき設定された連邦政府や各省庁の優先目標の達成を含むものとする。

- (d) OMB の局長は、2013 年度予算について、省庁間や省庁内で重複するプログラムの分野を明らかにし、プログラムの統合や非効率を削減する指針を各省庁に提案しなければならない。

- (e) 各省庁の首席財務官(CFO)は、その省庁の費用削減の達成に責任を負わなければならない。CFO は、裁量的な旅費、コンサルタントの利用、その他の行政的な経費の無駄を削減する等の、代替策を講じることで、費用削減を達成することが推奨される。連邦 CFO 委員会は、ウェブページ(performance.gov)上に報告される進捗等の報告とともに、その成果について PMC に毎月報告しなければならない。

第 3 条 政府説明責任及び透明性委員会

- (a) 連邦政府の支出の透明性の向上と連邦プログラムにおける不正、無駄、濫用を見出して改善するための戦略的指示を行うために、政府説明責任及び透明性向上委員会を設置する。同委員会は、監察総監、CFO、次官、OMB の高官等中から大統領の指名する 11 名の委員で構成する。大統領は、委員の中から委員長を指名する。委員会は、RATB の開発した手法を適用するために、RATB と協働しなければならない。

- (b) この大統領令が制定されてから 6 か月以内に、同委員会は大統領に報告書を提出しなければならない。

- (c) OMB 局長は、同委員会と協議の上、ガイドラインの目的を達成するために、行政府の省庁を援助する責任を有する。

- (d) 委員長は、OMB の局長と協議の上、副大統領に毎月のこの大統領令の成果の進捗を報告しなければならない。

注(インターネット情報は 2011 年 7 月 20 日現在である。)

•Executive Order 13576 Delivering an Efficient, Effective, and Accountable Government.

<<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2011-06-16/pdf/2011-15181.pdf>>